資料１（参考資料）

協議事項 ①令和９年度の学校給食費〈食材費〉について

●学校給食費の基本的な考え方

学校給食法　〔昭和二十九年六月三日法律第百六十号〕

（経費の負担）

第十一条　学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

２　前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

つまり　人件費・光熱水費・施設維持費など → 公費（自治体など）が負担

食材費（主食・牛乳・おかずなど） → 「学校給食費」として保護者負担　　が**原則**

しかし　近年は物価高騰や子育て支援の観点から、食材費の一部または全額を公費で負担する

『負担軽減』『給食費無償化』の動きが拡大　　特に小学校児童

よって　必ずしも　学校給食費＝（実際の）保護者負担額　ではなく

学校給食費＝（実際の）保護者負担額＋公費負担額 ⇒ 給食提供に必要な食材費

の意味で使われる場面が増えている

●学校給食費 食材費 設定における課題

・食材費を十分に確保して、内容の充実した給食を児童生徒へ提供することが責務

・食品業界の業務効率化等に伴う影響を受けやすく、従来と同じ食材が同じように調達できるとはかぎらない

（人手や加工資材の不足から、価格転嫁のほか取扱商品の廃止、事業縮小による業務撤退が顕著）

・公費負担には予算上の制約があったり、一時的な施策とされている場合が多い

（保護者負担の無償や軽減が、将来的に約束されているものではない）

・食材費と負担額のバランスを考慮し、保護者負担の急激な増加は抑えなければならない

あくまでも保護者が本来負担するべき食材費について、設定金額はいくらが適正であるか、検討が必要

●本市の現在の食材費 ～負担額構成～

年間給食回数 ： 令和８年度の平均実施回数

小学校〔前期課程を含む〕186回　中学校〔後期課程を含む〕182回　の場合

	保護者負担	負担軽減交付金	重点支援交付金
小学校	－－－円	308円	16円
	１食あたり 計　324円		

	保護者負担	負担軽減交付金	重点支援交付金
中学年	－－－円	308円	25円
	１食あたり 計　333円		

	保護者負担	負担軽減交付金	重点支援交付金
高学年	－－－円	308円	33円
	１食あたり 計　341円		

	保護者負担	負担軽減交付金	重点支援交付金
中学校	326円	－－－円	92円
	１食あたり 計　418円		

負担軽減交付金とは

小学校の給食を対象に抜本的な負担軽減策として、5,200円×11か月分＝年額57,200円が自治体に交付される

重点支援交付金とは

物価高騰対策のため、自治体が地域の実情に応じて使途を決められる交付金であるが、臨時的措置かつ目的が幅広く、今後も給食費に活用できるとは限らない

○令和８年度より小学校給食費では「負担軽減交付金」が制度化されたが、必要な食材費には足りず、「重点支援交付金」を臨時的に併用する形で、小学校はかろうじて保護者負担を無償としている状況である。

○次年度以降の交付金等の動向（実施の有無・基準額の増減）によっては、小学校においても保護者負担を求める可能性は皆無ではない。また、現時点で今後「重点支援交付金」が配分される予定はない。